

小規模事業者の みなさま

小規模補助金

(平成25年度予算 小規模事業者活性化事業)

小規模事業者が行う新商品・新サービスの開発・販路開拓等に使えます。

女性や若者をはじめとした意欲ある経営者等が行う小規模事業者の新たな事業活動を支援します。

最大で、300万円の事業に200万円の補助(補助率:2/3)が出ます。

対象経費～人件費、試作・実験費、広報費、マーケティング調査費、展示会等出展費等に使えます。

「認定支援機関」(金融機関等)が、計画策定～実行をサポートします。

認定支援機関たる金融機関または金融機関(政府系金融機関含む)と連携した認定支援機関に、事業計画の実効性等が確認されている必要があります。

▼ 以下のような、新商品・新サービスの開発等の際に使える補助金です ▼

①地域ニーズに対応した新サービスの提供

地域密着型の子育て情報サイトを核として、フリーペーパー発行、親子カフェの運営イベントの企画・立案、商品開発、マーケティング等、子育てに特化した事業を展開。幼稚園や習い事の情報、不審者出没情報等様々な情報を提供。



②特定のニーズに対応した新商品開発

外反母趾や足の痛みなど足にトラブルを抱える女性向けメディカルオーダーメイドシューズ(足に何らかの疾病を持っている方が病状の進行予防または改善のため、医師の診断に基づき採寸・採型をして作る靴)の製造・販売を開始。



ちいさな企業
の声発！



○現在の助成金制度は事務手続きが非常に煩雑であったり、金額の規模が大きかったりして、小規模事業者が使えるものはない。

○補助金の額は200万～300万円程度でよく、多くの企業が支援を受けられることを望む。